

自分さえ我慢すれば...
と思っているあなたへ
ひとりで悩まず
まず相談を!



©西原理恵子

毎年
11/12~25

「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引やセクシュアル・ハラスメント等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許される行為ではありません。

ここに でんわ
DV 0570-0-55210
相談ナビ

相談してみることで、ひとりでは気づけなかった解決方法が見つかるかもしれません。ひとりで悩まず、ご相談ください。お近くの相談窓口におつなぎします。もしあなたの周りの人が悩んでいたら、相談できる場所があることを教えてあげてください。



内閣府
配偶者からの暴力被害者支援情報サイト
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>



内閣府
配偶者からの暴力被害者支援情報サイト(携帯電話用サイト)
http://www.gender.go.jp/e-vaw/keitai/soudan/DV_center.html



女性に対する暴力根絶の
シンボルマーク

